

第23回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 令和元年6月17日(月)午前10時00分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) パブリックコメント結果及び議会の考え方について

(2) 検討項目(案)について

(3) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1 番 河 村 幸 雄 君

2 番 板 垣 一 徳 君

3 番 大 滝 久 志 君

4 番 長谷川 孝 君

5 番 佐 藤 重 陽 君

6 番 鈴 木 好 彦 君

7 番 川 村 敏 晴 君

8 番 尾 形 修 平 君

9 番 竹 内 喜代嗣 君

10 番 渡 辺 昌 君

11 番 平 山 耕 君

6 欠席委員(0名)

なし

7 委員外議員(0名)

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大 滝 国 吉 君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一

次 長 内 山 治 夫

副 参 事 鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長(平山 耕君)開会を宣する。

協議事項(1) パブリックコメント結果及び議会の考え方について

平山委員長 協議事項の(1)パブリックコメント結果及び議会の考え方についてを議題とする。

事務局 局長 お手元のパブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果ということで一枚ものをご覧いただく。こちらでは提出された意見の集計とあるが、今回議員の政治倫理についての条項のところ、基本条例の一部を改正する条例案ということで、5月15日から6月4日までの21日間、パブリックコメントの手続きをしていたわけだが、ご覧になっているとおり、いただいた提出者は0人、意見も0件ということであった。以上である。

平山委員長 この件について質疑ないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

平山委員長　ここで今回の結果を踏まえて、改めて議会基本条例の一部改正について議員発議することについてご意見を伺う。意見のある方どうぞ。

(「質問の意図がわからない」と呼ぶ者あり)

平山委員長　意見のある方いるんだ、前から言われていたんだ。パブリックコメントの結果を踏まえて、議会基本条例の一部改正についての議員発議をすることについてのご意見を伺う、一人だけ。それについての意見のある方がいるみたいなので聞いてみる。

(「ある人にかければいい」と呼ぶ者あり)

平山委員長　驚々単会であるんでしょ、副委員長言ってたんだけど言えば。

渡辺　昌　この前回は配っていたが、基本条例の検討結果の枠ついたものと改正案としての文言について検討してもらいたいと。

(「これでパブリックコメントとったわけでしょ」と呼ぶ者あり)

渡辺　昌　第2項を付け足すことについて、過去にも何回も議論しているが、基本条例にこの2項を足すことについて、もう一回できれば検討していただきたい。例えば、この2項の部分の内規という形で条例を作れないかっていう考え方でどうか。

平山委員長　そういうことだそうだ。

佐藤　重陽　内規ということは条例に載せないで内規、基本条例の内規というのではないよね。

渡辺　昌　例えば消防団や区長との兼務についての項目というのは、今まで事務局に調べてもらったら、内規を作るという形で載っているそうだ。先例として載っている。今回基本条例の2項を足すことについてもそのような形で出したほうが形としては望ましいのかなという意見があったので、それについてご意見のある方お願いします。

長谷川　孝　パブリックコメントやったときにはどういう形でやったか、内容として。例えば、これ先例とかいう話でなくて議会基本条例に2項目めとして、第22条の2に載せるからというパブリックコメントだったはずなんでしょ。なんで元に戻るのか、それはおかしい。

尾形　修平　今長谷川委員言われたとおりで、このパブリックコメントは村上市基本条例の一部を改正する条例案ということでパブリックコメントを取っているわけだから、今さらそれを先例にするというのは私も基本的におかしいと、矛盾していると思うので、今まで議論してきたとおり、条例改正で進めるべきだと思う。

平山委員長　それでよろしいか。

板垣　一徳　基本的に地方自治法がある。そこへ村上市独自の基本条例は、その兼ね合いはどうか。基本条例を無視することにならないか。基本条例に条例で例えば理事とか、監事とかなくて悪いなんてことは書かれていない。地方自治法には。それを今は基本条例で拒むということになれば、基本条例に対する国の法律に反論することになるんじゃないかということを私は言いたい。だから私は今の言うようなやり方を下げて、そこへうたうということが必要でないかということを私は言いたい。

佐藤　重陽　板垣委員の言うことはわかるが、大事なのは基本条例が平成18年に制定されて10年を超えて、どこの市町村でも基本条例を入れているところというのは基本条例そのものを見直しをしている。それは前にもちょっと話出たが、理念条例から実態条例に変えていけないといけない。実際に使える条例にしていかなきゃいけないんだということの中で、要は自治法の中でくるのは大きな枠のくるみでくるから、なかなか理解に苦しんで時々考え方の違いで、いいときもあれば悪くもなるんだみたいな言い方になるわけだが、そういうことができるだけ市の基本条例の中に下りた段階では、解釈の

違いが出て右か左かなんてなるんじゃないじゃなくて、わかりやすいようにしていかなきゃいけない、また、実態的に合う使いやすい条例にしていかなきゃいけないというときには、表現も細かくまたは細分化されていくことというのは、一向に問題はないんじゃないかなと思う。これをわざわざ先例にするというよりは、私はこの条例自体は変わり方が中途半端で反対だが、ただ、こういう風にしていくことは基本条例としては必然的に求められてくることなんでないかなというふうに思う。地方自治法と同じような扱いの表現をしてしまえば、同じになってしまうわけだから、それは村上市の基本条例の中でよりわかりやすくなっているということが、必要なんでないかなと思う。ちょっと確認したいが、この2項を加えることによって地方自治法に違反するという判断が明確にできるのか。

鈴木 好彦

(何事か呼ぶ者あり)

板垣 一徳

私が答弁する立場ではないが、国には憲法があり、法令があって、自治法というのが法令で定められている。そこへ国に定まったところにこの理事・監事をして悪いということは自治法に謳っていない。もうひとつは、例えば土建屋の社長さんが市の仕事をしていても議員になって悪いとは謳っていない、自治法というのは。それはその中の自治法を分析していくと、売上の3分の2以上しなければなら支障ないと国で認めている。だから県議会議員の各々の会長さんクラスの人はいくらもいる、新潟県には。だから県議会議員ちゃんとしている新潟県の仕事をちゃんとしながら。これ倫理問題である。だからそういうものを国が認めているものを市が認めないということになれば、例えば私がこの立場になったとき、いやいや、国が認めているのだからあなた方どうぞ処罰でもなんでも裁判しようとなったとき、私は先例にしておいたほうが国の自治法に対する刑というのがあるわけでしょ、国の法律を市の法律がだめだと指摘するということはいささか私は疑問が残るんじゃないかと私はそう思う。

鈴木 好彦

確かに自治法の中では大きな意味での扱いを皆さん判断しなさいよということは謳われていることは板垣委員の説明でも理解はできると思う。ただ、個々に運用していくうえにおいていろいろ法律には規則だとか、細則だとか、さっき言った先例とか、そういうものが個々に積み重ねられていくものだと、今回我々が2項で謳っているのは、補助金の全部を非常に狭い範囲内で規定している。これは何かというと我々の中にひとつ問題があったから、じゃあこの部分だけはひとつ今後の指針としようということを表示したものだとは私は思っているわけだ。なので板垣議員が懸念されるような事態というのはそう想定されないんじゃないかなとは私は理解するが、いかがか。

板垣 一徳

だから条例じゃなくて先例に格下げして、そこで決めておきましょうと。守るとか守らないとかといえば、私守るべきだと思う。しかし、基本条例は村上市の憲法である。だから先例に下げて、それを規定しておけば誰もやらないんじゃないの。

鈴木 好彦

もうひとつは今の議論が、今ここでやられることなのかということがひとつと、その弊害というのがどういうのかなと、その2点ちょっと私も疑問に思わざるをえない。

長谷川 孝

今鈴木委員言われたように、今この議論がやるべき話なのかということ。この話はずっと前から出ていて、ましてやパブリックコメントもこの2項に入れるということで市民に周知したわけでしょ。そうすれば今板垣委員が言っている問題は、もっと早くここに載せるか載せないかというときに話すべきことで、載ってしまってパブリックコメントをあれしてからじゃあだめだなんて話になるのかどうか。

渡辺 昌

今回ご意見聞いているきっかけになっているのはパブリックコメントが0件だったというので、0件をどう理解するか。

鈴木 好彦 0件というのは、やった我々が市民に問うたことの結果であって、市民に問いを出したということが重大なプロセスじゃないかと思う。それは委員会のひとつの意志表明だったわけだから、それに対する結果が1件だ2件だ0件だというのは、あまり意味を持たないと思う。

事務 局長 今回、副委員長がおっしゃったのは、今までであれば乾杯条例それから定数条例についても賛否の意見を市民の方々からいただいてきたわけである。今回これを出したときに、前は2週間、今回は正規というのは変だけど3週間という期間をとって、基本条例を変えるということだったので慎重に行ったわけである。これに対して市民からなんら反応がなかった、それは認めているということかもしれないが、ただもうひとつ違う見方をすれば、これは議会の内部で今鈴木委員がおっしゃったように議会の皆さんにとって、議員さんにとってはこれは問題があったからなおそうということであったかもしれないが、逆に言うと市民から見たときにこれはどういうふうを受け止めたのだろうと。そうすると市民に対しては、市民理解の中ではこれがどうして必要なんだろうというそういうとらえ方なのではないだろうか、ひとつの見方として副委員長がおっしゃったのでないかなと。

佐藤 重陽 言われることはよくわかるが、ただひとつ私も確認しておきたいのはパブリックコメントをとったからこのとおりにはやらなきゃいけない、それはない。最終的にこの委員会でパブリックコメントをとって、何にもなかったよと、その上でさあこれでじゃあ条例改正に入っていいというところの最後の確認というのは今だと思う。それがパブリックコメントに意見がなかったけれども、ないのも意見かもしれない。また、いろんな捉え方の中でこれがよくないんじゃないかという意見が出てくること自体は悪くないけれども、ただあまりにも今までの時間の中で、私はちょっと途中抜けていてわからなかったけど、皆さんの様子を聞く限りかなりの議論を重ねてきた案件のようなので、それが今ここにきて出てくることにどうなんだろうということに違和感を感じているんだと思う。だからそんなこと言ったらパブリックコメントなんて、この間の議員報酬・議員定数の問題も7件か8件があったけど、パブリックコメントだった8件だし。8件もきたのかというとらえ方もあるわけだが、だから件数で判断するのは非常に難しいかなというふうには思う。

平山委員長 そうすれば、この件について条例改正にするか先例に加えるということかということを決めたいと思うがどうか。

(何事か呼ぶ者あり)

平山委員長 次回に持ち越すか。こんなの話したって無駄だ。

佐藤 重陽 新政村上としては今回検討項目に入れたが、大事な場面だと思う。こういうことがある程度、方向性が決まったところで、本来であれば委員会または全議員の中で自由討論というのがあるのでわが村上の基本条例の中にも自由討論を積極的に取り入れるような表現ありながら自由討論としての討論の持ち方が知らないから、実際に私の今までこの何年かの中で委員会でも自由討論なんてないし、本会議の中でも自由討論なんてなかった。そういうことを一つの問題が出たときにぱっとやるんじゃなくて、答えが出せる見込みがあるのであれば、今議論してもいいし、でないのであれば確かに委員長の判断で、それは委員長の裁量だから次に送ってもいいし、ただあまり簡単に投げやりな措置だけはあまり控えたほうがいいのではないかなというふうに思う。

平山委員長 ほかに意見あったらどうぞ。

尾形 修平 この今の検討事項である政治倫理に関しては先ほどパブリックコメントとして0件だ

ったと。市民生活に何ら関係ない案件である。だから市民が関心を持たなかったという見方も逆にいうとできるかなと私思っているし、この件に関しても本当にずっと何十回も議論を重ねてきた結果、ここに至ったわけなので私はこれ以上議論を重ねて云々よりは、ここで皆さんに諮っていただいたほうがいいのかなというふうに思う。

平山委員長

そうだね、ほかに意見あったらどうぞ。今先例という案があったが、それについて今まであちこちでそういう例があるそうだ。それを皆さんに配るのでそれを見ながらさらに考えてみてくれ。

(資料配布)

事務 局長

今お配りしたのが、議会先例集の第11節その他の98である。議員の消防団幹部及び区長の兼務についてということで、こちらにこの2つのことを規定している。議員在任中はその職責の特殊性にかんがみ、消防団幹部及び村上市嘱託員規則に規定する区長との兼務は行わないものとする。なお、市消防団では実務上、消防団幹部とは、副分団長以上の職にあるものをいう。ということで、たびたびこの話し合いの中でも委員の口からご説明があったところが、この先例集の98で載っているということである。先ほどからお話が出ているのが、例えばここに98に枝番をつけて、99との間に今回の件を入れるということが考えられるかということだったと思う。

尾形 修平

この今回検討した第2項に関しては、市からの活動の運営のすべてに対しての補助金ということで前回は確認したが、これでいくとまち協しかないわけだ。これをまともに読み解くと。だけど、この中で今まで議論してきた中では、まち協だけでなく補助金が入っている団体ということで皆さんは認識されていると思う。だからこれ別に先例に入れなくても、私はこの条例に変更してもなんら影響ないというふうに思うし、この消防団また嘱託員との扱いは全然違う性質のものだというふうに私は考えている。

平山委員長

他に考えある方どうぞ。

佐藤 重陽

私は基本条例を何のために作ったかということ逆を考えるとやはり入れたほうがいいんじゃないかな、基本条例の中に。ただ、その基本条例だっただんどんどん見直し、それこそ自治法と違うわけだから村上市議会の憲法でありながら、議会の判断でその時々検討していけるわけだから、あえて先例にする、逆に言えば先例というものを減らしていくほうが私は本来その基本条例が生きてくるのであって、先例集自体があまり多く残っていること自体が果たしてどうなのかな、集約できるものはどんどん集約して、基本条例の中で読み解けるような、解決できるようなものにしていったほうが逆にいいのではないかなというふうに思う。だから今回のこと、逆に言えば、消防、嘱託員のことについてここで一緒にするのは、ここで補助金助成金と限定しているわけだから、ちょっと逆に難しいが、将来的には逆に先例集のほうを基本条例の中で解決できるようなものにしていくことのほうが大事なのであって、今先例集をふやすことのほうがかえってちょっと意味が違うのではないかなというふうに私は思う。

平山委員長

様々な議論あると思うが。

竹内喜代嗣

お粗末な質問で申し訳ないが、これを基本条例案を作るときに、賛成、反対とってやるのか。新政村上さんが賛成してこれ提案。さんざん議論した。

尾形 修平

これ議論していてもしょうがないので、今先例に加えるとおっしゃった驚ヶ巢会さんの意見を聞いていただければと思う。

板垣 一徳 ・ ・ ・そこへ私ども村上市の基本条例は村上市の自治法である、議会の問題。だからそこに上で定めているものをじゃあそれに反論するようなことを文面化していいものかということだ。

平山委員長 改めて聞くが、このことを議会基本条例の一部改正するかどうかということを決をとりたいと思う。改正に賛成とする方は手を挙げてくれ。

(採決)

平山委員長 多数でこのまま条例を改正することにする。議会基本条例の改正を本会議で提案する。

長谷川 孝 全会一致にならなかったわけだね。するとここの特別委員会で賛成者だけのあれになるわけね。

平山委員長 それでいいでしょ。この件については以上のとおりとする。

協議事項(2) 検討項目(案)について

平山委員長 協議事項の(2) 検討項目(案)についてを議題とする。

事務 局長 ホチキス止めされている手書きのもの、打ち込みしたものがあるが、各会派から次回までということでお出しいただいた検討項目、それから考え方のものである。この時点でまだ検討項目をお出しいただくということはお話はいただいていたところもあったものなので、これの詳しい打ち込み直しとかはせずに、まだいただいている途中ということでお出しさせていただいているのが今のものである。上のほうが鷺ヶ巣会さんから上と下2枚である。その下、新政村上さんから1枚、それから清流会さんから1枚の1項目、それから高志会さんから1枚ということでお出しいただいているということである。締め切りは過ぎているわけだが、今の時点で市政クラブさんと日本共産党さんからはないという状況である。以上である。

平山委員長 各会派から発表してもらおうか。読めばわかると思うが。

尾形 修平 これざっと目を通しただけだが、これを見る限り議会運営委員会とこの議会改革調査研究特別委員会との線引きするところが非常に難しいかなというふうに思う。例えば、鷺ヶ巣会さんの渡辺昌さんが出していただいた市民と議会の懇談会については、議会運営委員会で預かっている項目なので、それをこの検討委員会でやることなのかなというのものもあるし、その辺委員長どういうふうなお考えなのか。

平山委員長 なかなかそれは難しいことだが、あまりにも議会改革で決めてしまうと次から身動きがとれなくなる気がする。その都度都度に議会改革で揉んだほうが、より柔軟な議会運営できるとそういう私は考えを持っている。あまりここで決めてしまうとそこに縛られて身動きできなくなるという恐れが生じると思う。そのことが心配である、非常に難しいが。

佐藤 重陽 尾形委員の意見に対して考え方を述べるならば、私は尾形委員が心配することはもつともだと思う。議会運営委員会と議会改革調査研究特別委員会との境目のところだと思うが、あまりそこにこだわらずに議会改革はやったほうはいいのかな。議論できることは議論して、ここで決めたことが決まりじゃないわけだから、ここで最終的に例えば市民と議会の懇談会は年4回にするべきだ、例えば高校生一回、なんとか一回、社会人が一回みたいにやるべきだなんてことが、ここで出たとしたらそれはあくまでも議会改革調査研究特別委員会として検討してみて、こういうことが出たよと。最終判断は議会運営委員会に委ねればいいわけだから、だからここであまり議会改革の中で検討することに非常に線引きをすると、議会運営委員会と議会改革調査研究特別委員会と思っただけ、そこで無理して線引きすると話が進まなくなるし、活発な意見が

出なくなると悪いので、逆にここで出たことは出たことで話をして、これが議会運営委員会にかかわるものであれば、議会運営委員会に最終的に判断、議会改革でこんな意見が出たと。議会運営委員会で最終的なことはもし是非これについては揉んでくれと、こういう問題については総務文教常任委員会で揉んでくれというふうなことで、ここで意見交換はあくまでも変に線引きしないで、した上で最終的にはここで決められることではないよ。どこの委員会に送るとかの進め方でいいのではないかというふうに思う。

渡辺 昌 市民と議会の懇談会の持ち方、下の2つのものだが、自分で書いていて自分で議会運営委員会の運営方法で解決できる問題だなと思いながら書いたが、ただ、議会運営委員会の今の状況見れば、じっくり意見出して、話し合っただけで方向性を決めるような余裕があるのかなというとなので、次の2番目に議会改革調査研究特別委員会の代わりに常に活性化を話し合える場を議会運営委員会と違う形で設置して、そこで議会運営委員会に話しできたらいいのかなと思って・・・

(何事か呼ぶ者あり)

渡辺 昌 あともう一つは、前回も話したとおりの残り期間も限られているので、この中からこの委員会でできるものを決めてもらうというような方向で進めたらどうか。

長谷川 孝 市民から議会報告会をまたやるのかという話も来る人がいる。そういう人たちは特別な人で、自分がなにか議会に対して文句のある人というのはそういうふうな形である。ただこの市民と議会の懇談会というのは、佐藤宮吉さんのときに私が議会運営委員会の委員長やっていて、二人で。新発田が先にやっていた。新発田で6か所くらいやっていた。その2か所くらい私ども見に行ったら、今の二階堂市長が議長の時にあるところの場所でやったときに、やっぱり我々入れても6人くらいだった。ということは4人しか来なかった。少ないですねと話をすると、新発田病院が移転新築するときにはすごい人が興味があって多く来た。だけど、あんまりその地域で問題なければ興味を持たないということだ。そういうようなやり方でもやっただけという話、継続しているのがやっぱり力なのではないかなと思う。われわれもせっかくやり始めたのなら、例えば議会の運営に関する話を聞かれたら議会運営に持ち帰る部分もあるだろうし、各委員会での話になったときにこれは重要な問題だから委員会で話をさせていただくと持ち帰るのもあるから、決して2つくらいに分けるんじゃなくて、もっと細分化して、委員会ごとに一人ずつでもいいじゃないか、例えば3人で行っても。そういうふうにもう少し市民の中に入っていきような懇談会をやればいいのかと私は常々思っている。

渡辺 昌 やはり挙げた項目見ると、やっぱりできそうなのは懇談会の持ち方、それを工夫して実施するというのが一番実効性があるし、できやすいのかなと思ってみたが、長谷川委員の話があったようにいろんなパターン、対象も。そういうのを考えながら・・・

長谷川 孝 何が言いたかったかという、議会運営と議会改革調査研究特別委員会で検討項目がダブっていいとは思っている。さっき言ったように運営にかかわることだって市民から出てくるし、ヒントとかも出てくるし、委員会の所管の問題とか改革の問題とかも出てくるから、自由にやれるような形でここでは検討したほうがいいのかというのが結論。

事務 局長 議会運営委員会との関係で今ご議論いただいているが、物の本によると議会運営委員会で検討する事項を本来であれば、ほかの委員会に託すことはいけないこととの指摘が書かれている。ただ、今まで議会改革調査研究特別委員会ではあえて、定数と報酬

から始まって、それ以外の改革に資することを決定していこうとあえて決めてきたわけだから、皆様の認識の中で議会運営委員会がやるべきことはやるべきことということでの基本的なものはお持ちいただいた上で、今までどおりのご議論いただいたほうがよろしいのかなと思う。

渡辺 昌 ちなみに今年度の市民と議会の懇談会で考えていることは。
尾形 修平 先般の議会運営委員会で決定させていただいたが、市内4校の高校生との意見交換会は昨年に引き続き継続して行うということと、来年度改選を迎えるにあたって、今回この委員会で決定させていただいた、定数の問題、あと報酬の問題、あと今出ている政治倫理の問題等含んで、今年は市民と議会の懇談会は方法等まではまだ議論していないが、実施するという方向で議会運営委員会で話は進んでいる。

平山委員長 わかった。それと新政村上で出ている、議会選出の監査委員の見直しということで、監査委員2名を民間識者から選任することで監査委員会の市民への信頼を高めるとあるが、これについてどうか。

(「今やらなくても」と呼ぶ者あり)

平山委員長 その他で皆さんの中で各項目、各会派から出ているが、これだけはどうしてもやってもらいたいというのがあったらどうぞ。ここに書いてなくても結構である。

鈴木 好彦 議員報酬の議論はすでに動き出していると、その前提となる議員の自己評価とか議員評価この方法についても市民に対して開示できるような方法を検討を始めなきゃいけないんじゃないかと、これは前回の委員会でも申し上げたとおりだが、それを今回検討項目の一つとして出させてもらっている。この検討についても前向きに取り組んでいただきたいというのが私どもの考えである。

川村 敏晴 文面は出せなかったが、議員報酬の在りようの中でいろいろ子育ての支援の部分についての補てんが出来ないのかなと事務局に伺ったら、やはり地方自治法上というか、法律上のしぼりが、手当が。そんなこと言うちょっと難しいんじゃないのかなというふうなご意見を頂戴したりして、そんなことで文章化していないが、今後議員の不足についてはなんらかの手立ては必要なのかなという思いはあるが、残された任期が迫る中で扱うには期間が短いのかなというようなことで意見提出ができなかった状況である。

長谷川 孝 議員定数のこと、議員のなり手がいないとかという話と若い人が議員にふやすのとはまた違うと思う。今までの村上市議会、旧村上市議会から今まで合併した一連の選挙において定数を下回ったことはない。来年も多分上回ってると思う。それと若い人たちが議員になってもらいたいというのは違う気がする。若い人になってもらいたいんだったら青年会議所や商工会議所青年部の人たちと懇談会をもって、なるべくその人たちに多様な意見を皆さんの意見を發揮してもらいたいから議員になってもらえないかと勧誘するとかまでしなきゃだめだと思う。議員報酬うんぬんよりも、少ないから、議員にならないんじゃないじゃなくて志があればなるというくらいの環境をちゃんと自分たち議会で持つのかどうかという問題。そこまでいってしまうと思う、私は。

平山委員長 そうだと思う。

河村 幸雄 この文の中で私が言いたいことは、あくまで議員の質の向上のために議員のなり手不足というのが、この現状を把握すべきだということと言いたかったわけだ。若者だけではない、今の話じゃないが政治離れ政治に無関心だと、そして地域の声が反映されない。そして議会の活性化のためには、議員なり手不足というのが問題であるということ話を話しているわけである。

- 長谷川 孝 河村委員に反論するわけではないが、議員の質の向上と言ったが、この問題は我々の問題だ。今なっている人の議員の問題。その問題が一番この議会改革において大きいんだったら、じゃあ自分たちが議員の質を向上するにはどうすればいいんだという話になるわけよ。自分たちの今いる立場とまたそこに加わってくる人の立場をごっちゃにしてもらっては困るというのが今の話の内容である。
- 平山委員長 皆さんから各検討項目を出してもらったが、これについてはどうしても順番をつけたいと思う。次の回から全部は出来ないかもしれないが、抜き出して皆さんに諮っていきたいと思うが、そういうことで会議を進めたいと思う。よろしいね。
- 渡辺 昌 先ほど事務局長から議会運営委員会との役割分担か、議会運営委員会でやるべきことをここでやることできないということでもいいか。
- 事務 局長 できないのが基本。
- 渡辺 昌 例えば、実際懇談会を主催するのは議会運営委員会であるけれども、どういうやり方でやるのか、この場では検討していいのか。しなきゃいけないんですよ。
- 板垣 一徳 議会改革調査研究特別委員会でこういう方向がいいとなったら議会運営委員長に申し出て、そして議会運営委員会を開いて、議会改革調査研究特別委員会が言っても私どもはしないとなればそれはそれなりの意見で、改革をするということの意見を出してもらおう。議会運営委員長は運営上の面で努力していくという方向になるから、議論して差し支えない。
- 渡辺 昌 新政村上さんでも懇談会の持ち方を提案しているので、やり方についてこの委員会で話し合うことはひとつ決めてもいいわけだ。
- (「いい」と呼ぶ者あり)
- 平山委員長 皆さん、この検討項目をご覧になって考えがまとまらないかもしれないが、次またよく読んできて議論に参加してもらいたいと思う。なお、竹内委員からは提出されていないので、なければいいのだけど、あったら次回持ってきてくれ。
- 長谷川 孝 あったら持ってきてくれなんて言ったって、これまでに皆さんから出してくれて言ったんだよ。それをまた、あとであったら持ってきてなんて付け加えるんじゃないでこれでもう閉めてしまう。それでなかったらだめだ、そんなことやっていたら。
- 竹内喜代嗣 長谷川委員の言われるとおりで結構、約束だから。むしろ皆さんの提案を更に私どもの会派に持ち帰って、これを補強するというか、こういうふうにしたらいんじゃないかということを議論していきたいと思う。
- 平山委員長 この件については、以上のとおりとする。

協議事項(3) その他

- 平山委員長 次に(3)その他について事務局から何かあったらどうぞ。
- 事務 局長 ない。
- 平山委員長 最後に次回委員会の開催日時を相談する。
- 事務 局長 具体的な次回の日程を計画はしていないが、今委員長から話があった、皆様からお出しいただいたものの項目を整理して次から検討を始めていくということであったので、その期間をいただいて、そうすると7月定例会が始まってくる。定例会のない月ということで考えていたが、皆さんお集まりであるので、まとめ方の進みと定例会の日程をにらんで、定例会の会期中だがどこかのタイミングで入れるということでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 平山委員長 次回の日程は会期中にお知らせする。なお、本日の結果等については各会派へご報告

そしてさらにご協議くださるようお願いいたします。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

（午前10時51分）